



浦添市告示第 80 号

浦添市屋外広告物条例（令和4年浦添市条例第8号。以下「条例」という。）第12条の規定により、眺望保全地域を指定し、広告物等の表示等に関する基本方針を次のように定めたので、条例第36条の規定により告示し、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月13日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市屋外広告物条例の規定による眺望保全地区の指定及び基本方針

1 眺望保全地区の名称

- (1) 市道国際センター線沿線地区
- (2) 県道浦添西原線沿線地区
- (3) 臨港道路浦添線沿線地区

2 眺望保全地区の区域

- (1) 市道国際センター線沿線地区

県道浦添西原線のうち安波茶交差点から大平交差点の区間内の第二種住居地域及び近隣商業地域

- (2) 県道浦添西原線沿線地区

市道国際センター線のうち前田線の交点から都市計画法第11条第1項に基づき定められた沢岨石嶺線（以下「沢岨石嶺線」という。）の交点の区間内の第二種住居地域並びにそれに接する字前田の第一種住居地域

- (3) 臨港道路浦添線沿線地区

臨港道路浦添線のうち浦添北インターチェンジ交差点から市道西洲1号線の交点の区間内及び、西洲の近隣商業地域

3 基本構想

- (1) 市道国際センター線沿線地区

第一種禁止地区に隣接しており、新たな視点場となるモノレールの車窓から望む浦添城跡や西海岸への眺望を確保したい地区

ア モノレールの車窓から望む浦添城跡や西海岸への眺望を阻害しないよう屋上への掲出を規制する。

イ モノレールの車窓から望む浦添城跡への眺望を阻害しないよう地上広告物の高さを規制する。

ウ 浦添グスクの麓にふさわしい落ち着いたまちなみの形成に努める「浦添グスク・大公園周辺エリア」に調和した意匠とする。

(2) 県道浦添西原線沿線地区

本市のシンボルロードである県道浦添西原線の道路から、傾斜の地形を活かした西海岸方面の海への眺望を確保したい地区

ア 傾斜の地形を活かした西海岸方面の海への眺望を阻害しないよう屋上への掲出を規制する。

イ 傾斜の地形を活かした西海岸方面の海への眺望を阻害しないよう地上広告物の高さを規制する。

ウ 本市のシンボルロードとしての沿道景観にふさわしい調和のとれた意匠とするよう努める。

(3) 臨港道路浦添線沿線地区

自然の海岸が一部残る西海岸に位置し、臨港道路浦添線沿線の道路からサンセットや水平線等の海への眺望を確保したい地区

ア 臨港道路浦添線沿線の道路からサンセットや水平線等の海への眺望を阻害しないよう屋上への掲出を規制する。

イ 臨港道路浦添線沿線の道路からサンセットや水平線等の海への眺望を阻害しないよう地上広告物の高さを規制する。

ウ 海辺の自然環境と調和のとれた意匠とするよう努める。

4 許可基準

(1) 浦添市屋外広告物条例施行規則別表第2第1項の共通許可基準に適合していること。

(2) 眺望保全地区のうち市道国際センター線沿線地区の広告物等の色彩は、原則として、彩度10以下とすること。ただし、次に定める場合は、この限りでない。

ア 広告物等の表示面積が、3平方メートル以下の場合

イ 広告物等の色彩について、彩度10を超える部分が表示面積の3分の2以下の場合

(3) 広告物の種類ごとの基準について、次表に定める基準に適合するものとする。

ただし、次表に定める広告物以外については、別表第2第2項に定める基準に適合すること。

広告物の種類	区 分	基 準
屋上広告物	市道国際センター	表示不可

	線沿線地区 県道浦添西原線沿線地区 臨港道路浦添線沿線地区	
壁面広告物	市道国際センター線沿線地区 県道浦添西原線沿線地区	(1) 1 壁面における表示面積の合計が30平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の3分の1以下とすること。 (2) 壁面の外郭線からは突出しないこと。ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす場合は、壁面の上端から突出することができる。 ア 広告物の最上部が地上10メートル以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの2分の1以下かつ50センチメートル以下であること。 イ 電光表示広告物ではないこと。 (3) 1 壁面において同一内容の広告物等の表示は1個までとすること。
	臨港道路浦添線沿線地区	(1) 1 壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の3分の1以下とすること。 (2) 1 壁面において同一内容の広告物等の表示は2個以下とすること。
突出広告	市道国際センター	(1) 1 事業所等における表示面積

	線沿線地区 県道浦添西原線沿 線地区	の合計が20平方メートル以下 （1面10平方メートル以下）と すること。 (2) 突出幅は、壁面から1.5メー トル以内（路端から1メートル 以内）とすること。 (3) 道路面から広告物の下端まで の高さは、歩道上は2.5メート ル以上、道路上は4.5メートル 以上とすること。 (4) 壁面の上端を超えないこと。 (5) 電光表示広告物ではないこ と。
	臨港道路浦添線沿 線地区	(1) 1事業所等における表示面積 の合計が20平方メートル以下 （1面10平方メートル以下）と すること。 (2) 突出幅は、壁面から1.5メー トル以内（路端から1メートル 以内）とすること。 (3) 道路面から広告物の下端まで の高さは、歩道上は2.5メート ル以上、道路上は4.5メートル 以上とすること。 (4) 壁面の上端を超えないこと。
地上広告物	市道国際センター 線沿線地区 県道浦添西原線沿 線地区	(1) 表示面積の合計は、1面15平 方メートル以下で、かつ、合計 30平方メートル以下（1基あた り）とすること。 (2) 設置数は1基まで（管理用広 告物等は除く。）とすること。 (3) 広告物上端の高さは地上か

		ら、市道国際センター線沿線地区は10メートル以下、県道浦添西原線沿線地区は13メートル以下とすること。
	臨港道路浦添線沿線地区	(1) 表示面積の合計は、1面15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下（1基あたり）とすること。 (2) 設置数は1基まで（管理用広告物等は除く。）とすること。 (3) 広告物上端の高さは地上から5メートル以下とすること
電光表示広告物	市道国際センター線沿線地区 県道浦添西原線沿線地区	(1) 広告物の表示面積は、1面3平方メートル以下で、かつ、合計6平方メートル以下とすること。 (2) 設置数は、1基までとすること。
	臨港道路浦添線沿線地区	(1) 広告物の表示面積は、合計18平方メートル以下とすること。 (2) 設置数は、1基までとすること。